

Topics

中国税務最新動向

中国税務最新動向

中税諮詢集団 シニアパートナー 王銳 著
ノベル国際コンサルティング パートナー 高木慎一 監修

☆《〈多国間税収管理相互公約〉執行に関する公告〉の解説（国家税務総局公告、2016年第4号、2016年1月18日発布）

《多国間税収管理相互公約》（以下、《公約》）は2016年2月1日に中国にて発布され、2017年1月1日より執行となる。これにより、国家税務総局は《〈多国間税収管理相互公約〉執行に関する公告》を発布した。

一、《公約》の適用税種範囲

《公約》は関税、船舶とん税を除く全ての税種に適用される。《公約》の規定によると、締結側は《公約》で規定している税種に類別される必要があり、類別されない場合は締結側は締結相手に税収管理に対する援助を求めることができず、国外に対しても同税種の管理援助を行うことができない。現在中国の税務機関が管轄する税種は16種である。《公約》執行後、中国では国際税収管理援助の範囲をこれまでの所得税重視から、税務機関が管理する全ての税種に拡大し、税務機関による納税人の納税に関する情報収集力も増強していく。中国で管理しない税種に対しては、国外へいかなる形式の援助も行わない。

二、《公約》の規定する税収管理援助形式

《公約》では、情報交換、追徴課税、文書の提出の3種の税収管理援助方式を規定しているが、追徴課税と文書の提出に対しては保留としている。中国の法律制度及び実際の税収状況を考慮し、《公約》の許可書において追徴課税と文書提出（文書郵送を含む）は保留とする。よって、中国の税務機関は主に締結相手との情報交換を援助する。

情報交換は現在、国際税収相互協定の主要な内容であり、締結者の税務機関との税収情報交換もしくは税務検査の協力を求め、専門情報交換、自動情報交換、自発情報交換、税務検査と国外税務検査を含む。中国国内法における情報交換に関する詳細規定に基づき税務機関は国際基準にそって国外への情報

交換業務を行い、《公約》規定にそって関連条項を執行することができる。

三、《公約》の納税人の権利保護について

《公約》では締結国間で税収管理援助を行うと同時に、納税人の機密権と知情権の保護を規定している。納税人の機密権に関して、締結側は納税人情報に対して厳格に機密保持を行い、税収管理目的のみ使用する。中国ですでに締結した税収条約において、情報交換に関する条項は国際基準にそって納税人情報の関連事項に対して規定し、現行の国内法においても詳細に税収情報の制作、収集発布、伝達、使用、保持、失効順序を定め、国外、国内の法律制度において納税人情報の安全を保障する。実践において、中国税務機関は終始納税人情報の安全保護を前提に、厳格に関連制度の規定を執行し、情報の不当漏洩と乱用を防止する。納税人の知情権に関して、締結側の国内法が専門情報もしくは自発的に情報を提供する前に関連状況をその居住者もしくは国民に告知できると規定している場合は、締結側は《公約》を許可する際に関連声明を発することができ、中国の国内法において税務機関が税収情報収集の目的、情報の根拠と内容を関連当事者に告知することを考慮して、納税人の知情権の保護を推し進めるために、《公約》では関連声明を規定している。

四、《公約》と現行の税収条約の関係性

中国では104の二重課税防止協定（協議）において《公約》以外に、国税税収管理援助条約が含まれている。中国と10カ国（地区）が締結した情報交換協定においても2国間情報交換において詳細な規定が行われている。《公約》締結側がすでに2国間税収条約を締結した状況において、《公約》では最も有効で、適切な条約の執行を許可する。今後、国外に対して国際税収相互協定を適用する際に、《公約》

Topics

及びその他の税収条約の規定を結合し、最も有利な処理方式を選択し、最大限に中国の税収権益を保護していく。また、案件処理の一致性を保障するために、《公約》では、2国が1つの案件を1種以上の条約に適用することはできない。

五、適用される領土範囲

香港特別行政区とアモイ特別行政区は独立して《公約》を締結することはできない。両特区の基本法及び関連国内法にそって、両特区の政府の意見を経なければならない。

六、《公約》の有効執行日時

《公約》第二十八条において、締結国が批准書を発布した日より3ヶ月後の翌月の第一日目を有効とし、同年の翌年の1月1日より執行開始となる。すなわち、中国で2015年10月16日に経済協力開発機構（OECD）と《公約》の批准書を交わした場合、2016年2月1日に有効となり、2017年1月1日より執行となる。



※本記事は、中国政府、国家税務総局及び地方税務局が発布した法律、政令及び通達に関して、中税諮詢集団（以下、「CTAC」といいます。）が作成・和訳したものを、ノベル国際コンサルティング（以下、「ノベル」といいます。）が監修したものです。概略的な内容を紹介する目的で作成したもので、記事中の見解や意見は著者個人のものであり、内容の正確性及び本記事内容に対する権限ある当局の認容を保障しません。また、CTAC及びノベルは本記事の情報をを用いて行う一切の行為及びそれにより生じたいかなる損害にも何ら責任を負うものではありません。